◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２５６号（H26. 7. 11）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（７月４日～７月１１日分）
（１）高速バスとトラック２台が絡む衝突事故
（２）乗合バスの車内事故①
（３）乗合バスの車内事故②
（４）乗合バスの転落事故
（５）貸切バスの車内事故
（６）貸切バスの火災事故

２．第９回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
３．「事業用自動車事故調査委員会」の発足について
４．貸切バス事業者に対する集中監査の実施について
５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
６．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
７．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
８．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
９．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１０．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１１．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

事故は、対向してきたトラックがセンターラインを越え当該バスに衝突したものであるが、トラックがセンターラインを越えた原因については調査中。

（２）乗合バスの車内事故①
７月８日（火）午後４時５分頃、福島県内の国道において、同県に営業所を置く乗合バスの車内で乗客が転倒する事故が発生した。
この事故により当該乗客が大腿骨を骨折する重傷を負った。
事故は、当該バスが停留所手前の信号で、赤信号のため停車した際、バス停に着いたと勘違いした乗客が座席から立ち上がり、運転者がこれに気づかず発車させたため転倒したもの。
事故当時、当該運転者は車内の状況確認及び発車アナウンスを行っていなかった模様。

（３）乗合バスの車内事故②
７月９日（水）午後１時３３分頃、北海道内の市道において、道内に営業所を置く乗合バスの車内で転倒する事故が発生した。
事故は、当該バス停で降車の合図がなかったが当該停留所に一旦停止し、降車乗客がいないことをアナウンスにて確認後の再発進したところ、座席にいた乗客が立ち上がり、バランスを崩して転倒し、通路段差部に背中を打ったもの。
この事故により、当該乗客は肩と腰の骨を折る重傷を負った。

（４）乗合バスの転落事故
７月９日（水）午後５時１７分頃、北海道内の市道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客１４名を乗せたまま路外に転落した。
この事故により、１０名が軽傷を負った。運転者に怪我はない。
事故は、当該事故現場の１５０メートル手前で運転者が虫を払った拍子にハンドル操作を誤ったことにより発生した模様。

（５）貸切バスの車内事故
７月４日（月）午後１時５０分頃、石川県内の国道において、富山県に営業所を置く貸切バスが、乗客２０名を乗せ直線道路を運行中、前の車両が急停止したため、急ブレーキをかけたところ、乗客数名が座席よりずり落ちた。
乗客１名が足の痛みを訴えたが、当該乗客より「大事ではなく大丈夫です、後で病院に行きます。」旨の申告があったことから運行を続行した。
その後、当該乗客は膝打撲により全治１ヶ月で入院していることが判明した。

（６）貸切バスの火災事故
７月８日（火）午前９時頃、長野県内の県道において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客３６名を乗せ運行中、乗客から車内が焦げ臭と申告があったため、車両を停車し確認したところ、リヤのエンジン部から出火していた。

この火災により、バスのエンジンルーム内が焼損したが、消防による消火活動により鎮火した。
当該バスより待避する際に、乗降口から降車した乗客１名が、道路の縁石で足を挫き、右足首を捻挫する軽傷を負った。
出火の原因については調査中。

◇◇◇

◇◇◇

６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

ラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。
今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆